

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【国立青少年教育振興機構】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月25日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立青少年教育振興機構

(平成25年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>●〈実物資産〉 ①国立中央青少年交流の家玉穂宿舎北側敷地、平成21年度末簿価123,311千円、金銭納付、国庫納付額105,316千円、平成23年3月28日納付済。 ②国立江田島青少年交流の家保有地の一部、簿価48,720千円、現物納付、平成25年6月国庫納付の認可申請書を文部科学大臣に提出し、国庫納付手続き中。</p> <p>○〈金融資産〉 子どもゆめ基金、平成21年度末簿価10,000,000千円、金銭納付、国庫納付額10,133,053千円、平成23年3月28日納付済)</p> <p>●〈金融資産〉 平成21年度の国立中央青少年交流の家玉穂宿舎北側敷地売却時に計上した固定資産売却損相当額、平成23年度末簿価17,995千円、金銭納付、国庫納付額17,995千円、平成24年10月30日納付済)</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>●〈実物資産〉、 ①国立中央青少年交流の家玉穂宿舎北側敷地、平成21年度末簿価123,311千円、金銭納付、国庫納付額105,316千円、平成23年3月28日納付済。 ②国立江田島青少年交流の家保有地の一部、簿価48,720千円、現物納付、平成25年6月国庫納付の認可申請書を文部科学大臣に提出し、国庫納付手続き中。</p> <p>○〈金融資産〉 子どもゆめ基金、平成21年度末簿価10,000,000千円、金銭納付、国庫納付額10,133,053千円、平成23年3月28日納付済)</p> <p>●〈金融資産〉 平成21年度の国立中央青少年交流の家玉穂宿舎北側敷地売却時に計上した固定資産売却損相当額、平成23年度末簿価17,995千円、金銭納付、国庫納付額17,995千円、平成24年10月30日納付済)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>● 重要な資産に関して、不要資産はないものと認識している。その他資産については、使用状況や維持管理経費等を勘案のうえ、集約化及び処分等の可否を検討し、資産の適正な管理に努めるなど、自主的な見直しを行っている。 具体的には、平成23年12月に「機構本部及び地方施設における自動車保有基準」を策定し、平成25年度末までにバス1台、乗用車、トラック等17台の削減を図ることとしている。</p> <p>また、国立花山青少年自然の家南蔵王野営場の借地の一部(国有地分)の平成24年4月からの契約取り止めによる借上解消のほか、国立沖縄青少年交流の家の借地の一部について契約の見直しにより、平成25年4月から、借地面積を縮小した。</p>

2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 自治体・民間への移管については、文科省が地元自治体に出向いてヒアリングを実施するなどの取組を行っている。 機構においては、平成23年6月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、「新しい公共」型管理運営の試行的実施や施設の効率的・効果的な管理運営等について調査研究を行い、平成24年3月に第一次報告として取りまとめた。また、民間から所長を公募により登用した2つの施設で平成23年9月より「新しい公共」型の管理運営の試行を平成25年3月まで実施した。 平成25年1月からは、新たに5施設で試行を実施するなど、今後においても、効果的・効率的な教育施設の管理運営が行われるよう、引き続き、調査研究を進めることとしている。 文科省においては、平成25年度の調査研究として「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」を行う。 平成25年度においては、文部科学省委託事業「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」として、民間シンクタンクによる調査を行い、改めて、自治体・民間への移管の意向調査を行う予定である。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>● 該当なし 理由：東京事務所を有していないため。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>● 該当なし 理由：海外事務所を有していないため。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>● 該当なし 理由：職員研修・宿泊施設を有していないため。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 自治体・民間への移管については、文科省が地元自治体に出向いてヒアリングを実施するなどの取組を行っている。 機構においては、平成23年6月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、「新しい公共」型管理運営の試行的実施や施設の効率的・効果的な管理運営等について調査研究を行い、平成24年3月に第一次報告として取りまとめた。また、民間から所長を公募により登用した2つの施設で平成23年9月より「新しい公共」型の管理運営の試行を平成25年3月まで実施した。 平成25年1月からは、新たに5施設で試行を実施するなど、今後においても、効果的・効率的な教育施設の管理運営が行われるよう、引き続き、調査研究を進めることとしている。 文科省においては、平成25年度の調査研究として「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」を行う。</p>

3. 取引関係の見直し
① 随意契約の見直し等

○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。

○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。

● 随意契約等の見直し計画の実施については、平成24年度の契約状況について、外部委員を中心とした契約監視委員会において契約内容の点検を行なった。
随意契約となった契約は、土地の借料、光熱水料など契約の性質及び目的から競争に馴染まない等によるものであった。

また、一者応札・一者応募の案件については、契約監視委員会等で示された具体的な意見を踏まえ、公告期間の十分な確保(20日以上)、入札参加要件の緩和及びホームページによる契約情報の提供等に取り組むとともに、仕様の策定に当たっては、案件ごとに事前の市場調査や、事業担当部署との打合せを充分に行い、業務内容を明確に示し、競争性・透明性の確保に努めている。

なお、見直しの結果、業務を請け負える同業他社が存在しないなど競争が成立しがたいと考えられる案件については、随意契約への移行を前提とした事前確認公募を実施している。

【金額ベース(単位:千円)】

- ・平成22年度契約状況
一般競争等9,468,170千円(95.2%)、競争性のない随意契約475,826千円(4.8%)
- ・平成23年度契約状況
一般競争等4,315,419千円(91.5%)、競争性のない随意契約399,354千円(8.5%)
- ・平成24年度契約状況
一般競争等1,197,017千円(65.9%)、競争性のない随意契約619,119千円(34.1%)

【件数ベース(単位:件)】

- ・平成22年度契約状況
一般競争等308件(83.9%)、競争性のない随意契約59件(16.1%)
- ・平成23年度契約状況
一般競争等219件(77.9%)、競争性のない随意契約62件(22.1%)
- ・平成24年度契約状況
一般競争等99件(59.6%)、競争性のない随意契約67件(40.4%)

※各年度における金額及び件数は、複数年契約などにより、契約締結年度でないものについては、集計していない。

※記載不要

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>● 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立青少年教育振興機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>● 該当なし 理由：関連法人は存在しないため。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>● 機構本部及び地方教育施設においては、個別に調達していた事務用PCの購入やコピー機(複合機)の賃貸借について、共同調達を行ない、コストの縮減を図った。</p> <p>● インターネット接続サービスの見直しを行ない、平成24年4月から年間7,605千円のコスト縮減を図った。</p> <p>● 重油の調達についてブロック化による共同調達を進め、平成23年度からの北海道地区(大雪、日高)、中部地区(乗鞍、信州高遠)に加え、新たに南東北地区(磐梯、那須甲子)において共同調達を実施した。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>● 該当なし 理由：研究開発を行っている法人ではないため。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>● 警備、清掃、設備保守等のビルメンテナンスに関する業務や窓口業務、シーツ賃貸借等の利用者サービスに関する役務業務等、外部委託によりサービスの質の維持・向上が見込める業務は、基本的に全て外部委託により実施しており、特にオリンピックセンターにおいては、これらの業務契約の包括化、複数年化を行った。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構本部及び地方教育施設においては、個別に調達していた事務用PCの購入やコピー機(複合機)の賃貸借について、共同調達を行ない、コストの削減を図った。 ● 重油の調達についてブロック化による共同調達を進め、平成23年度からの北海道地区(大雪、日高)、中部地区(乗鞍、信州高遠)に加え、新たに南東北地区(磐梯、那須甲子)において共同調達を実施した。
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正」に準じて平成24年3月に就業規則を改正し、また、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて平成24年4月に就業規則を改正し、給与減額支給措置等を実施した。
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 役職員の給与については、一般職の国家公務員の給与に準じて取り扱っていることから、適切な給与水準を保っている(ラスパイレス指数:98.9)。引き続き、一般職の国家公務員の給与に準じた取り扱いを行う。
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>※記載不要</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「独立行政法人の役員等の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について」(H15.9.9総務大臣決定)に基づき、毎年公表している。
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても国家公務員の水準を超えることのないよう厳格なチェックを行っている。
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 前中期目標期間中(平成18年度～平成22年度)は、平成17年度の予算額と比較して、一般管理費で15.0%、事業費で5.0%削減を目標とし取組を進めた。具体的には、地方施設における2課体制から次長制による単一組織への移行、契約の包括化、複数年化、職員・利用者への光熱水料の節減の啓発、省エネ設備の導入等の取組を推進した結果、削減目標以上の成果(一般管理費:22.1%、業務経費:9.5%)を達成した。 今中期目標期間においても、平成22年度予算額と比較して、利用者の安全確保に配慮しつつ、一般管理費で15.0%以上、事業費で5.0%以上の削減を目標としている。
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康診断費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等については、国に準じた取扱いとしている。

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>● 事業等の実施にあたっては、できるだけ競争入札による契約を行うほか、委託業務の包括化などにより合理化を図っている。また、外部委員を中心とする契約監視委員会において個別の契約毎に内容を点検するなど、透明性の確保に努めている。今後、施設毎の財務状況等の分析を進めることにより、更なる合理化を推進することとしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>● 内部監査を独立した立場で実施するため、監査室を設置して内部監査を実施し、組織のコンプライアンスの確保を推進している。内部監査の実施にあたっては、各地方施設等における内部統制の体制整備・運用状況を検証しつつ、必要な助言・改善の提案を行っている。平成24年度は、本部及び4教育施設において内部監査を実施し、教育施設の効率的な利用の促進及び安全管理の状況確認、利用実績の分析状況等を重点とした業務監査、契約手続及び納品検収の状況、資産管理の状況等を重点とした会計監査を行った。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 国立青少年交流の家、自然の家が実施する研修支援事業の活動プログラムのうち、教材の購入や特別な技能を有する指導者の配置が必要な特定の活動プログラムの提供等については、平成22年4月から実費分を有償化した(受益者負担の導入)。 また、地方施設の一般利用に係る施設使用料金については、平成24年7月から料金を改定(改定前:250円→改定後:800円)し、国立オリンピック記念青少年総合センターの施設使用料については、平成23年10月及び平成24年3月に料金改定を行った(平成23年10月:宿泊施設D棟(青少年利用)2,400円→3,000円、平成24年3月:研修室使用料平均15%値上げ)。引き続き自己収入増加の方策について検討を行う。 なお、今後、さらなる受益者負担の適正化を図るため、平成24年4月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討プロジェクトチーム」を設置し、施設使用料や活動プログラムに係る料金の見直しなどについて検討を行った。この検討プロジェクトチームの検討結果を受け、地方教育施設の講師等宿泊室について、平成25年4月より料金を徴収するよう諸規定の改正を行った。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>● 企業等からの寄付金等の収入拡大に努めているところである。各教育施設においては、寄付金等を募り、教育事業等の参加者の安全安心な体験活動の実施、利用者が過ごしやすい生活の場を確保するための環境整備等に活用している。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>● 該当なし 理由:本機構は、商標登録を行った知的財産を有しているが、自己収入を得ることを目的としたものではないため。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

● 90%以上の事業参加者及び80%以上の研修利用団体から「満足」「有意義」などのプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。また、アンケート調査をもとに、事業参加者のニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。
また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

● 90%以上の事業参加者及び80%以上の研修利用団体から「満足」「有意義」などのプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。また、アンケート調査をもとに、事業参加者のニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。
また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。

No.	15	所管	文部科学省	法人名	国立青少年教育振興機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 青少年教育事業	国立青少年交流の家、自然の家の自治体・民間への移管等	22年度から実施	自治体・民間への移管に向け、引き続き調整を進める。あわせて、これら以外の主体による運営についても検討を行う。さらに、稼働率の低い施設については、廃止に向けた検討を行う。当面の課題として施設利用料金の見直しや企画事業の在り方について検討を行う。	2a	自治体・民間への移管については、文科省が地元自治体に出向いてヒアリングを実施するなどの取組を行っている。機構においては、平成23年6月に「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」を設置し、「新しい公共」型管理運営の試行的実施や施設の効率的・効果的な管理運営等について調査研究を行い、平成24年3月に第一次報告として取りまとめた。また、民間から所長を公募により登用した2つの施設で平成23年9月より「新しい公共」型の管理運営の試行を平成25年3月まで実施した。また、平成25年1月からは、新たに5施設で試行を実施している。 文科省においては、平成25年度の調査研究として「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」を行う。	・文科省の平成25年度調査研究「国立青少年教育施設の組織・制度の見直し等の基本調査」の調査結果に基づく検討結果を踏まえ、対応していく。 ・機構が設置する「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」においては、効果的・効率的な管理運営が行われるよう、引き続き、調査研究を進める。
				2b	稼働率の低い施設の対応として、上記協力者会議において、①閑散期には施設を閉じる「季節開設」を検討する必要があること、また、閑散期を除く時期の利用者のニーズは高いことから、安全な施設運営及びサービスの質の維持・向上の観点から、一定期間、質の高いスタッフの確保をはじめとする具体的な対策が講じられることを期待すること、②今後、特段の事情なく宿泊室稼働率が5割を下回るような施設があった場合には、5割を下回った原因分析及び宿泊室稼働率向上対策の策定を行い、機構本部からの支援や対策の進捗状況の定期点検と同時に、地元自治体との協議も含め、季節開設、休止や統合・廃止等に向けた検討を開始することの提言を、平成24年3月に第一次報告として取りまとめた。 なお、平成23、24年度の宿泊室稼働率は全27施設で5割を上回った。 平成25年4月からは、第一次報告で提言された内容を踏まえ、4施設において、質の高い非常勤職員の確保及び活用に関する試行を実施している。	引き続き、効果的・効率的な教育施設の管理運営について調査研究を進める。
				2a	国立青少年交流の家、自然の家が実施する研修支援の活動プログラムのうち、教材の購入や特別な技能を有する指導者の配置が必要な特定の活動プログラムの提供等については、平成22年4月から実費分を有償化した（受益者負担の導入）。 また、地方施設の一般利用に係る施設使用料については、平成24年7月より料金を改定した。（改定前：250円→改定後：800円） なお、さらなる受益者負担の適正化を図るため、平成24年4月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討プロジェクトチーム」を設置し、施設使用料や活動プログラムに係る料金の見直しなどについて検討を行った。その検討内容を踏まえ、平成25年4月より全国27の地方施設の講師等宿泊室で、料金を徴収するための規程の改正を行った。	引き続き、受益者負担の在り方について検討を行う。
				1a	機構が主催する企画事業の在り方については、平成23年度の年度計画において「青少年教育のナショナルセンターとして、青少年の課題や国の政策課題に対応した事業を実施する」とし、以下の事業に特化した。 ・青少年の意欲や社会性、規範意識など豊かな人間性を育むためのプログラム開発 ・困難を有する青少年を支援する事業 ・環境教育やボランティア活動の推進など国の政策課題に対応した体験活動事業	措置済み
	国立オリンピック記念青少年総合センターの在り方の見直し	22年度から実施	国立青少年交流の家、自然の家に関する上記の取組と合わせ、国立オリンピック記念青少年総合センターについて、更なる効率的・効果的な利用を実現するために必要な方策を検討する。	2a	国立オリンピック記念青少年総合センターの利用状況については、宿泊室稼働率は約7割、研修室稼働率は約8割に達しているが、さらに、当センターの利用に関して、関係団体・機関へ積極的な働きかけ等を行うことによって周知を図り、施設の改修など環境を整備するとともに、東日本大震災の影響で中断していたプール利用を平成24年5月より再開し、さらなる利用の拡大を進めている。 また、平成23年4月にはオリンピックセンター運営部として機構本部に統合し、予算管理・執行備品・消耗品の管理等の管理業務や、契約・発注等の調達業務を管理部に一元化するなど、事務の効率化を図っている。 さらに、当センターの施設使用料については、平成23年10月、平成24年3月に料金改定を行った（平成23年10月：宿泊施設D棟（青少年利用）2,400円→3,000円、平成24年3月研修室使用料平均15%値上げ）。	引き続き、受益者負担の在り方について検討を行う。
02 子どもゆめ基金事業	子どもゆめ基金の国庫返納	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。	1a	子どもゆめ基金に対する政府出資金100億円により取得した地方債について、その譲渡収入等101億3305万3千円を平成23年3月28日に国庫納付した。	措置済み

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
03 不要資産の国庫返納	子どもゆめ基金	22年度中に実施	子どもゆめ基金（国費100億円）を国庫納付する。	1a	子どもゆめ基金に対する政府出資金100億円により取得した地方債について、その譲渡収入等101億3305万3千円を平成23年3月28日に国庫納付した。	措置済み

No.	15	所管	文部科学省	法人名	国立青少年教育振興機構
-----	----	----	-------	-----	-------------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	組織の見直し	組織体制の整備	各教育拠点の組織の見直し（2課体制から次長制（課長級1名体制）への移行）を実施し、平成22年度までに27施設で管理職ポストを削減。	1	平成19年度に3施設、平成20年度に12施設、平成21年度に7施設、平成22年度に5施設が次長制に移行した。	措置済み
2	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	国立オリンピック記念青少年総合センターについて、ネーミングライツの導入の可能性について検討を行い、平成20年度に結論を得る。	1	国立オリンピック記念青少年総合センターのネーミングライツの導入について、青少年教育団体や民間企業等へ調査を実施した。その結果は、約6割の青少年教育団体がネーミングライツの導入に反対。また、現時点において民間企業とネーミングライツ契約締結の可能性は、極めて厳しい状況であったため、速やかにネーミングライツを導入することは極めて困難であった。	措置済み
3	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	青少年交流の家及び青少年自然の家について、稼働率向上のための対策を策定することとし、平成20年度内に結論を得る。	1	平成20年12月に、教育的指導の充実、利用者サービスの徹底、利用対象者の拡大、特色あるプログラム開発の充実、閑散期の利用促進、広報活動の充実などを内容とした「稼働率向上（利用者増加）のための対策」を策定した。	措置済み
4	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	青少年交流の家及び青少年自然の家について、青少年教育上の役割を踏まえつつ、現在地に立地することが必要不可欠かどうかを十分吟味するとともに、保有と賃貸のコスト比較による経済合理性を考慮の上で、青少年教育事業の実施状況や稼働率等を基に有用性・有効性等を総合的に検証し、その結果を踏まえ、平成22年度までに、施設の廃止・統合、共同利用等の必要な整理合理化を行う。 その際、原則として、稼働率が5割を下回り今後もその向上が期待できないものについては、他の施設による代替可能性など地域の実情を考慮の上、廃止・統合の対象とする。	1	青少年交流の家及び青少年自然の家においては、教育的指導の充実や閑散期の利用促進などに取り組み、総利用者数や宿泊室稼働率が向上した。 （総利用者数：平成19年度 294万人→平成24年度 311万人、宿泊室稼働率：平成19年度 54.8%→平成24年度 57.6%） なお、平成23年度より、全27施設において宿泊室稼働率が5割を上回っている。	措置済み
5	運営の効率化及び自律化	自己収入の増大	外部資金の活用、自己収入の増大に向けた定量的な目標を平成20年度内に策定する。	1	平成20年度末において、外部資金の獲得や自己収入の増大に向けた取り組みを行い、次期中期目標・中期計画期間の最終年度となる平成27年度までには、平成19年度と比較し30%の増となる、1,540百万円の自己収入を確保する目標を策定した。 平成24年度決算における自己収入については、平成19年度予算(1,185百万円)と比べると目標を大きく上回る36.0%の増となる1,612百万円を確保している。	措置済み